

## 工事の入札における調査基準価格の見直しに伴う 低入札価格調査における失格基準の変更について

最低制限価格及び調査基準価格の算出式の見直し及び国の営繕工事における直接工事費等取扱いの運用の導入に伴い、工事の低入札価格調査における失格基準（※）を変更します。

### ※失格基準

入札者が提出した内訳書の金額と本市の積算をもとに算出した金額を比較し、入札者が提出した金額が下回った場合は、契約の内容に適合した施工がなされない恐れがあると判断し失格とする基準

### 1 実施時期

令和4年9月6日以降に入札公告又は指名を行う案件から適用します。

### 2 変更内容

- 最低制限価格及び調査基準価格算出における一般管理費の算入率の引上げに併せて、失格基準の引上げを行います。
- 公共建築工事積算基準（以下「営繕基準」という。）のみを積算に使用している工事については、直接工事費の一部を現場管理費として扱うこととします。本取扱いの対象となる案件については、入札公告に明記します。（詳細は3頁3注意事項参照）

#### (1) 総合評価落札方式特別簡易型の失格基準

※太字は入札者が提出した工事費内訳書の金額、細字は本市設計書の内訳金額を表しています。

#### 現行

「**直接工事費＋共通仮設費**」 < 「(直接工事費×0.96＋共通仮設費×0.86)」 又は  
「**現場管理費＋一般管理費**」 < 「(現場管理費×0.86＋一般管理費×**0.52**)」



#### 変更後

① 営繕基準以外で積算している工事（下の②及び③以外はこちらに該当します。）

「**直接工事費＋共通仮設費**」 < 「(直接工事費×0.96＋共通仮設費×0.86)」 又は  
「**現場管理費＋一般管理費**」 < 「(現場管理費×0.86＋一般管理費×**0.65**)」

② 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事を除く。）

「**(直接工事費×9/10)<sub>※1</sub>＋共通仮設費**」

< 「{(直接工事費×9/10)<sub>※1</sub>×0.96＋共通仮設費×0.86}」

又は

「**(現場管理費＋直接工事費×1/10)<sub>※2</sub>＋一般管理費**」

< 「{(現場管理費＋直接工事費×1/10)<sub>※2</sub>×0.86＋一般管理費×**0.65**}」

③ 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事）

「直接工事費×8/10」※<sub>1</sub>＋共通仮設費」

< 「{( 直接工事費×8/10 )※<sub>1</sub>×0.96＋共通仮設費×0.86}」

又は

「現場管理費＋直接工事費×2/10」※<sub>2</sub>＋一般管理費」

< 「{( 現場管理費＋直接工事費×2/10 )※<sub>2</sub>×0.86＋一般管理費×0.65}」

※1：「直接工事費×9/10」と「直接工事費×8/10」について、小数第一位を切り上げることとします。

※2：「現場管理費＋直接工事費×1/10」と「現場管理費＋直接工事費×2/10」について、少数第一位を切り下げることとします。

※3：昇降機設備工事とは、登録工種：機械器具設置（登録細目：エレベーター工事）を入札参加資格に設定して発注する工事を指します。（以下同様）

(2) 一般競争入札（政府調達協定対象工事） 及び 総合評価落札方式特別簡易型以外の失格基準

※**太字**は入札者が提出した工事費内訳書の金額、**細字**は本市設計書の内訳金額を表しています。

現行

「**直接工事費＋共通仮設費**」< 「(直接工事費×0.91＋共通仮設費×0.81)」又は

「**現場管理費＋一般管理費**」< (現場管理費×0.81＋一般管理費×0.50)」



変更後

① 営繕基準以外で積算している工事（下の②及び③以外はこちらに該当します。）

「**直接工事費＋共通仮設費**」< 「(直接工事費×0.91＋共通仮設費×0.81)」又は

「**現場管理費＋一般管理費**」< 「(現場管理費×0.81＋一般管理費×0.61)」

② 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事を除く。）

「直接工事費×9/10」※<sub>1</sub>＋共通仮設費」

< 「{( 直接工事費×9/10 )※<sub>1</sub>×0.91＋共通仮設費×0.81}」

又は

「現場管理費＋直接工事費×1/10」※<sub>2</sub>＋一般管理費」

< 「{( 現場管理費＋直接工事費×1/10 )※<sub>2</sub>×0.81＋一般管理費×0.61}」

③ 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事）

「直接工事費×8/10」※<sub>1</sub>＋共通仮設費」

< 「{( 直接工事費×8/10 )※<sub>1</sub>×0.91＋共通仮設費×0.81}」

又は

「現場管理費＋直接工事費×2/10」※<sub>2</sub>＋一般管理費」

< 「{( 現場管理費＋直接工事費×2/10 )※<sub>2</sub>×0.81＋一般管理費×0.61}」

※1：「直接工事費×9/10」と「直接工事費×8/10」について、小数第一位を切り上げることとします。

※2：「現場管理費＋直接工事費×1/10」と「現場管理費＋直接工事費×2/10」について、少数第一位を切り下げることとします。

### 3 注意事項

#### (1) 使用する積算基準について

横浜市調達公告版発注情報詳細（工事）画面の注意事項欄において、次の文言を記載します。

①営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事を除く。）の場合

「**本件工事の調査基準価格算出にあたっては、営繕算出式を適用する。**」

②営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事）の場合

「**本件工事の調査基準価格算出にあたっては、営繕算出式（昇降機設備工事）を適用する。**」

※①②以外の場合は、算出式についての文言を公告に記載しません。

横浜市財政局契約第一課

工事契約係

電話：045-671-2246